

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金交付要綱

(制 定 令和2年6月23日 農振第256号)

(目的)

第1 農山漁村体験の受入地域における新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、衛生環境の改善など安全で安心なグリーン・ツーリズムの実践と旅行客の回復に向けて、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業実施要領（令和2年6月23日付け農振第254号岩手県農林水産部長通知。以下「要領」という。）に定める農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体ごとの、計画書の事業区分ごとの経費の30パーセントを超える増減
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更
- (3) 事業実施主体の変更

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第6 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金前金払請求書（様式第5号）を広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

別表第1（第2関係）

経 費	補助対象経費の区分	左欄の内訳	補助額
事業実施主体が事業を行う場合に要する右欄に掲げる経費	1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金	定額（1事業実施主体当たり1,000千円以内の額とする。ただし、当該事業を行う場合に要する経費が2,000千円に満たない場合にあつては、当該経費の2分の1に相当する額以内の額とする。）
	2 報償費	謝金	
	3 旅費	アドバイザー等の旅費、研修旅費等	
	4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等	
	5 役務費	通信運搬費、広告料等	
	6 委託料	コンサルタント等の委託料	
	7 使用料及び賃借料	会場、自動車、機械・器具等の賃借料等	
	8 共済費等	損害保険料等	
	9 補償費	借地料等	
	10 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等	
	11 機械・器具購入費	機械・器具等の購入費	
	12 工事費	施設の新設又は改修整備費	
	13 実施設計費	施設の実実施設計費	
	14 工事雑費	工事に係る別に定める範囲の雑費	

別表第2（第7関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提 出 期 日
規則第4条の規定による書類	農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書 2 その他広域振興局長が必要と認める書類	第2号	1部 1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業変更（中止、廃止）承認申請書	第3号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
	1 事業計画書 2 その他広域振興局長が必要と認める書類	第2号	1部 1部	
規則第13条第1項の規定による書類	農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金請求（精算）書	第4号	1部	別に定める。
	1 事業実績書 2 その他広域振興局長が必要と認める書類	第2号	1部 1部	

様式第 1 号（別表第 2 関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名 印

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金交付申請書

年度において、農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおりの補助金の交付を申請します。

金 円

様式第2号（別表第2関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事業実施主体	事業区分	事業内容	事業量	事業費	負担区分		備考
					県補助金	その他	

※ 事業区分、事業内容及び事業量は、別に定めるところにより記載すること。

3 事業完了予定（完了）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

① 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較		備考
			増	減	
県補助額					
計					

② 支出の部

（単位：円）

区分	事業区分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較	
				増	減
農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金					
計					

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名 印

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名 印

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金請求（精算）書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
前金払受領額	金		円

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職・氏名 印

農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求額

金 円

2 内訳

事業実施主体名	事業区分	補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高

3 理由